

## 14. 新規事業等実施に伴う説明シート

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	(仮称)まちなか交流プラザ設置事業	整理番号	88
事業期間	単年度 複数年度 令和5年度～令和5年度 終期未定	担当部・課	地域政策部 定住関係人口推進課
		事業区分	新規 ・ 拡充
			裁量・義務・政策ソフト(政策ハート) 明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	旧福屋浜田店の1階部分の一部を「若者から高齢者まで世代を超えた多様な市民の交流の場」として整備し、若者・学生・市民等の協働によるまちづくりの推進及び駅周辺の活性化と若者等の居場所づくりによる賑わい創出につなげる。
②背景	若者の就学や就職による転出に伴い出生数の減少が進み、元気で活力ある地域づくりに欠かせない若い世代の定着が課題となっている中、産官学民が連携し、高校生や大学生など若者と地元企業が出会い、地元の魅力を知ってもらう機会を創出することが求められている。 また、浜田駅周辺の賑わい創出、高校生や大学生など若者と地域とをつなぐ場の整備を求める声がある。
③効果	元気で活力ある地域づくりに欠かせない若者世代の定着につながるるとともに、「若者が暮らしたいまちづくり」の推進に寄与する。また、若者など市民の交流による地域活性化が図られるとともに、協働のまちづくりが推進される。
④内容	<p>【整備費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○備品購入費 割引認証機、什器等(8,165千円)</li> <li>○工事請負費 タイルカーペット、ブラインド(1,383千円)</li> <li>○委託料 Webサイト制作(380千円)</li> <li>○需用費 電話機、掃除機等の消耗品(72千円)</li> </ul> <p>【レイアウト】</p> <p>①ITワークスペース …気軽にパソコン作業ができる「コンセント付きカウンター席」</p> <p>②交流スペース …市民の集いの場として多世代の交流を促す</p> <p>③セミナールーム …市民団体によるセミナーや、大学のゼミ活動などに使用 定員14名×2部屋</p>
⑤その他	

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)	(無)
---------------	-----

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	VII-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	10,000	10,000	0	0
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	10,000	10,000	0	0
一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	(仮称)まちなか交流プラザ運営事業	整理番号	89
		担当部・課	地域政策部 定住関係人口推進課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b> 令和5年度～令和9年度・終期未定	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
			裁量・義務(政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策)

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	旧福屋浜田店の1階部分の一部を「若者から高齢者まで世代を超えた多様な市民の交流の場」として運営し、若者・学生・市民等の協働によるまちづくりの推進及び駅周辺の活性化と若者等の居場所づくりによる賑わい創出につなげる。
②背景	若者の就学や就職による転出に伴い出生数の減少が進み、元気で活力ある地域づくりに欠かせない若い世代の定着が課題となっている中、産官学民が連携し、高校生や大学生など若者と地元企業が出会い、地元の魅力を知ってもらう機会を創出することが求められている。 また、浜田駅周辺の賑わい創出、高校生や大学生など若者と地域とをつなぐ場の整備を求める声がある。
③効果	元気で活力ある地域づくりに欠かせない若者世代の定着につながるのと同時に、「若者が暮らしたいまちづくり」の推進に寄与する。また、若者など市民の交流による地域活性化が図られるとともに、協働のまちづくりが推進される。
④内容	<p><b>【実施事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくり推進事業 市民による自主企画事業、世代間の交流を促す事業</li> <li>大学を核としたまちづくりの推進事業 地域とのワークショップやゼミ活動、大学教員による市民向けセミナー</li> <li>高校魅力化・高大連携事業 高校生・大学生の自主学習スペース、高大交流・連携事業及び情報発信</li> <li>商工団体との連携事業 地元就職促進事業、起業塾・せがれ塾</li> <li>社会教育事業 地域活動団体の連携・交流事業、活動の情報発信</li> </ol> <p><b>【推進体制】</b></p> <p>浜田市 → 委託 → 中間支援組織 → 設置 → まちなか交流プラザ → 活用・検討 ← (仮称)はまだ未来ネットワーク</p> <p>中間支援組織の業務： ・施設管理（受付、シフト調整等の事務） ・(仮称)はまだ未来ネットワーク 設立及び運営 ・実施事業の調整、周知</p> <p>まちなか交流プラザの活動： ①協働のまちづくり推進事業 ②大学を核としたまちづくりの推進事業 ③高校魅力化・高大連携事業 ④商工団体との連携事業 ⑤社会教育事業</p> <p>連携強化、活用促進の相手： ・島根県立大学 ・市内高校 ・浜田商工会議所 ・日本海信用金庫 ・浜田市 等</p> <p>まちなか交流プラザは「若者から高齢者まで世代を超えた多様な市民の交流の場」であり、「若者の地元定着・まちなかの賑わい創出」を図る。</p> <p>※若者会議の有志により組織化される中間支援組織に運営を委託する。 また、産官学民の若者によるネットワークを築き、施設利用の活性化を図る。</p>
⑤その他	当該事業で計上している会計年度任用職員と、「地域おこし協力隊による若者移住事業（整理番号97）」で計上している地域おこし協力隊のうち、いずれか一方を任用。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）	（無）
--------------	-----

(4)総合振興計画との整合性

まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
施策大綱	VII-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	59,883	10,915	12,242	36,726
国庫支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(新たな「移住・定住」推進プロジェクト補助金)	10,000	10,000	0	0
一般財源	49,883	915	12,242	36,726

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	デジタル活用支援推進事業	整理番号	92
		担当部・課	地域政策部 政策企画課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和 年度・ <b>終期未定</b>		裁量・義務・ <b>政策ソフト</b> ・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	市内各地域のまちづくりセンターで、スマートフォンの使い方や、デジタルでの行政手続き等の基礎的な講座を行うことで、デジタル社会の利便性を実感できるようなまちづくりを目指す。																																																																				
②背景	スマートフォンの所持率は、全国で88%、島根県で86.8%（令和3年度通信利用動向調査）と年々増加傾向にあり、高齢世帯でも6割の方が所持する時代になってきているが、一方でスマートフォンのデジタル活用による不安を感じられる高齢者の方も多いため、今後自治体DXにより手続きのデジタル化やオンライン化が一層進んでいく中で、その恩恵を全ての方が受け、便利で住みよい社会を実現していくために、高齢者を対象にデジタル活用の基礎講座を行う。																																																																				
③効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のICT利活用促進</li> <li>オンライン化、デジタル化された行政手続きの活用促進</li> </ul>																																																																				
④内容	<p>(1) 開催場所 市内各地域まちづくりセンター 5カ所（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浜田地域 浜田まちづくりセンター</li> <li>金城地域 雲城まちづくりセンター</li> <li>旭地域 今市まちづくりセンター</li> <li>弥栄地域 杵束まちづくりセンター</li> <li>三隅地域 三隅まちづくりセンター</li> </ul> <p>(2) 講座時間 1回 2時間程度</p> <p>(3) 委託先 シニアネットはまだ を予定</p> <p>(4) 講座内容</p> <p>■基礎講座（4回×5カ所 計20回）</p> <p>〔講座例〕 ボタン操作、カメラの使い方、インターネットの使い方、メールの使い方、SNSの使い方等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>基礎講座①</td> <td>基礎講座②</td> <td>基礎講座③</td> <td>基礎講座④</td> </tr> <tr> <td>講座数</td> <td>1回×5カ所</td> <td>1回×5カ所</td> <td>1回×5カ所</td> <td>1回×5カ所</td> </tr> </table> <p>■応用講座（2回×5カ所 計10回）</p> <p>〔講座例〕 マイナポータルの使い方、オンライン行政手続きの利用方法等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>応用講座①</td> <td>応用講座②</td> </tr> <tr> <td>講座数</td> <td>1回×5カ所</td> <td>1回×5カ所</td> </tr> </table> <p>(5) スケジュール予定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者募集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講座</td> <td></td> </tr> </table>		基礎講座①	基礎講座②	基礎講座③	基礎講座④	講座数	1回×5カ所	1回×5カ所	1回×5カ所	1回×5カ所		応用講座①	応用講座②	講座数	1回×5カ所	1回×5カ所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	契約													参加者募集													講座												
	基礎講座①	基礎講座②	基礎講座③	基礎講座④																																																																	
講座数	1回×5カ所	1回×5カ所	1回×5カ所	1回×5カ所																																																																	
	応用講座①	応用講座②																																																																			
講座数	1回×5カ所	1回×5カ所																																																																			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																									
契約																																																																					
参加者募集																																																																					
講座																																																																					
⑤その他																																																																					

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

県内では、令和4年度に同種の事業を4町（奥出雲町、川本町、美郷町、海士町）が実施。
---

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <b>無</b> ）
-----------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-3. 地域情報化の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまちづくり

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

財源内訳	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
	事業費	未定	1,243	未定
	国県支出金		0	
	地方債( )		0	
	その他( )		0	
一般財源		1,243		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	若者支援ファンド事業	整理番号	95
		担当部・課	地域政策部 政策企画課
事業期間	単年度・ <b>複数年</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	若者世代からの提案を基に様々な支援事業をパッケージ化し、市内に住む若者が「住んでよかった」を感ぜられる取組を行うことで、「若者が暮らしたいまちづくり」を目指す。
②背景	これまで若者対策として「浜田で出会い・結婚・出産・子育て応援プログラム」など、トータルで応援する取組や若者の移住促進に取り組んできた。一層の若者支援充実のために令和4年度に開催した「地域の日」において、若者世代からは、若者の住まい確保や起業等への支援など「今、浜田に住んでいる若者を支援してほしい」という意見をいただいた。
③効果	若者支援ファンド事業を活用し、若者の生活や起業等を支援することで、「若者が暮らしたいまちづくり」に繋げ、若者世代の定住及び人口社会減の緩和が期待できる。
④内容	<p>【取組内容】</p> <p>「若者が暮らしたいまちづくり」に繋がる以下の取組を重点的に実施し、若者（U・Iターン者含む）の生活や起業等を支援する。</p> <p><b>□移住・定住人口の創出</b> 新たな移住・定住人口の創出への取組や、企業と大学生をはじめとした若者等をつなぐための環境整備。</p> <p><b>□仕事の創出</b> 事業承継、事業拡大に加え、若者が起業・創業にチャレンジしやすい支援体制の整備。働きやすい、働きがいのある職場づくりや人づくり、就労環境の改善支援等。</p> <p><b>□住まいの創出</b> 空き家等の活用や新築・リフォームへの支援。居住環境の整備等。</p> <p><b>□若者世代の支援</b> 地域や集落活動の継承・交流活動への支援等。</p> <p>【支援の概要】</p> <p>① 各部署が現在実施している各種の補助事業、助成事業に若者やU・Iターン者を対象とした上乗せ補助 ② 新たな若者支援策 ③ 国・県や関係団体等が行う補助事業への市独自の上乗せ補助</p> <p>【対象者】 若者（39歳以下）</p>
⑤その他	対象事業の詳細は、別紙一覧表（P241・P242）のとおり

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 <b>(有)</b> ・無 ・第1回地域の日（令和4年7月開催）での意見・提案
--

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	VII-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	141,900	44,740	48,580	48,580
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	141,900	44,740	48,580	48,580
一般財源	0	0	0	0

若者支援ファンド事業 別紙一覧表

No.	事業名 (担当課名)	拡充 新規	補助金額等 (単価)			事業概要	令和5年度 事業費 (千円)
			既存事業等	若者支援枠 (上乗せ分等)	計		
1	漁業就業支度金 (水産振興課)	新規	研修期間中 12万円×12月 (定住財団) ※市を介さない	30万円	30万円	U・Iターン漁業研修事業 (ふるさと島根定住財団: U・I ターンしまね産業体験事業) の研修終了後の若者 (39歳以 下) に対して漁業就業支度金を支給する。  ・1人当たり30万円 (1件分)	300
2	若者就農対策支 度金 (農林振興課)	新規	新規就農開始 から3年間 12.5万円×12月 (国) ※整理番号369	30万円	30万円	自己資金の少ない若者 (39歳以下) が認定新規就農者として 就農する際に就農支度金を支給する。  ・1人当たり30万円 (2件分)	600
3	地域おこし協力 隊起業・事業承 継支援事業補助 金 (地域活動支援課)	拡充	上限100万円	上限50万円	上限150万円	地域おこし協力隊委嘱時に39歳以下である場合に、補助金額 の加算を行う。  ・上限150万円 (2件分) 既存事業: 上限100万円	1,000
「移」移住・定住人口の創出事業費計							1,900
4	起業チャレンジ ショップ設置運 営事業 (商工労働課)	新規	—	30万円	30万円	商店街等の空き店舗を市で借上げ、起業希望者のためのチャ レンジショップの設置と運営を行う。 ・令和5年度: ニーズ調査、適地調査、運営事業者との協議	300
5	起業家支援プロ ジェクト事業 (商工労働課) ※整理番号459	拡充	・浜田市起業等支援補助金			補助対象者が若者 (39歳以下) である場合に、補助金額の加 算を行う。  ・浜田市起業等支援補助金: 上限50万円 (2件分) 既存事業: 補助率1/2、上限20万円 (別途若者等加算10万円)	1,600
			上限30万円	上限20万円	上限50万円		
			・島根県創業者支援資金利子補給				
			上限30万円	上限30万円	上限60万円		
浜田市商業活性 化支援事業 (商工労働課) ※整理番号451	拡充	・商業支援事業補助金			・島根県創業者支援資金利子補給: 上限60万円 (2件分) 既存事業: 上限30万円  ・商業支援事業補助金: 上限230万円 (2件分) 既存事業: 補助率1/2、上限200万円		
		上限200万円	上限30万円	上限230万円			
6	アントレプレ ナーシップ (起 業家マインド) 教育推進事業 (商工労働課)	新規	—	30万円	30万円	高校生や島根県立大学の学生を対象とした「起業」に関する 機運を高めるイベントを開催する。	300
「職」仕事の創出事業費計							2,200

若者支援ファンド事業 別紙一覧表

No.	事業名 (担当課名)	拡充 新規	補助金額等 (単価)			事業概要	令和5年度 事業費 (千円)
			既存事業等	若者支援枠 (上乗せ分等)	計		
7	地域の再エネ導 入支援事業 (環境課) ※整理番号312	拡充	①住宅用太陽光発電設備			補助対象者が若者(39歳以下)である場合に、補助金額の加算を行う。 ①住宅用太陽光発電設備: 上限32万円(2件分) 既存事業: 太陽電池の最大出力×4万円、上限16万円 ②住宅用蓄電池設備(併用・単独): 上限40万円(2件分) 既存事業: 設置費用の額、上限20万円 ③太陽熱等利用設備: 上限60万円(2件分) 既存事業: 補助率1/2、上限30万円 ④木質バイオマス熱利用設備: 上限60万円(2件分) 既存事業: 補助率1/2、上限30万円	3,840
			上限16万円	上限16万円	上限32万円		
			②住宅用蓄電池設備(併用・単独)				
			上限20万円	上限20万円	上限40万円		
			③太陽熱等利用設備				
			上限30万円	上限30万円	上限60万円		
④木質バイオマス熱利用設備							
			上限30万円	上限30万円	上限60万円		
8	住宅リフォーム 助成事業 (建築住宅課) ※整理番号516	拡充	上限20万円	上限20万円	上限40万円	補助対象者が若者(39歳以下)である場合に、補助率の引き上げ及び補助金額の加算を行う。 ・住宅リフォーム助成金: 補助率15/100、上限40万円(10件分) 既存事業: 補助率1/10、上限20万円	2,000
9	若者住宅取得支 援事業補助金 (建築住宅課)	新規	—	上限40万円	上限40万円	市内で住宅を取得(新築・購入)した若者(39歳以下)に対して費用の一部を補助する。 ○補助対象 ・当該年度の末日時点の年齢が39歳以下の者 ・浜田市内に自己が居住する目的で住宅を取得(新築・購入)し、入居した者 ・住宅取得後5年以上市内に居住する意思がある者 ○補助金額 ・補助率: 住宅取得費用(土地・建物)の2/100 ・上限40万円(80件分)	32,000
<b>「住」住まいの創出事業費計</b>							<b>37,840</b>
10	協働推進事業 (市民協働活 性化支援事業補助 金) (地域活動支援課) ※整理番号77	拡充	上限20万円	上限20万円	上限40万円	構成員のうち若者(39歳以下)が5人以上または半数以上の団体については、補助率の引き上げ及び補助金額の加算を行う。 ・補助率3/4、上限40万円(10件分) 既存事業: 補助率1/2、上限20万円	2,000
11	大学を核とした まちづくり推進 事業(大学等高 等教育機関と連 携したまちづく り推進事業補助 金) (地域活動支援課) ※整理番号118	拡充	上限5万円	上限5万円	上限10万円	構成員のうち若者(39歳以下)が5人以上の団体については、補助金額の加算を行う。 ・上限10万円(16件分) 既存事業: 補助率3/4、上限5万円	800
<b>若者世代支援事業費計</b>							<b>2,800</b>
<b>合 計</b>							<b>44,740</b>

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	高校生通学定期券助成事業	整理番号	96
		担当部・課	地域政策部 地域活動支援課
事業期間	単年度・ <b>複数年</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		<b>裁量</b> ・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	通学定期券を利用して県内の高等学校に通学する生徒の保護者に対し、その通学に要する費用の一部を助成することにより、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減、若年層への公共交通利用促進に資することを目的とする。														
②背景	現行の通学定期券購入費補助金は、市内の高等学校に通学する生徒の保護者を対象としている。令和4年度に開催された「地域の日」において、市外の高等学校へ通う生徒に対する支援や保護者の経済的負担軽減を求める声があったことを踏まえ、補助制度の拡充を行うものである。														
③効果	子育て世帯の経済的負担軽減及び公共交通機関の利用促進につなげる。														
④内容	<p>1 補助事業の概要 補助対象者及び補助金額について、令和5年度から次のとおり制度を拡充し支援を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td>通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校に通学する生徒を持つ保護者</td> <td>通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校又は<b>県内の高等学校で市内の高等学校にない学科</b>に通学する生徒を持つ保護者</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>・生徒、保護者の両方が市内に住所を有すること ・市税の滞納がないこと</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね15,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね8,250円を差し引いた額</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね10,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,500円を差し引いた額</li> <li>JRのみ利用の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,000円を差し引いた額</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予算要求額 【バス・JR利用】 15人×8,900円×12月=1,602,000円 【JRのみ利用】 130人×2,200円×12月=3,432,000円 ※人数及び単価は現在の利用実態に基づき算出。単価は1人当たりの月平均補助金額。</p>				現行	改正後	補助対象者	通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校に通学する生徒を持つ保護者	通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校又は <b>県内の高等学校で市内の高等学校にない学科</b> に通学する生徒を持つ保護者	補助要件	・生徒、保護者の両方が市内に住所を有すること ・市税の滞納がないこと	同左	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね15,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね8,250円を差し引いた額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね10,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,500円を差し引いた額</li> <li>JRのみ利用の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,000円を差し引いた額</li> </ul>
	現行	改正後													
補助対象者	通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校に通学する生徒を持つ保護者	通学定期券（バス・JRいずれも可）を使用して、市内の高等学校又は <b>県内の高等学校で市内の高等学校にない学科</b> に通学する生徒を持つ保護者													
補助要件	・生徒、保護者の両方が市内に住所を有すること ・市税の滞納がないこと	同左													
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね15,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね8,250円を差し引いた額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>往復定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね10,000円を差し引いた額</li> <li>片道定期券の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,500円を差し引いた額</li> <li>JRのみ利用の場合 1か月当たりの定期券代から概ね5,000円を差し引いた額</li> </ul>													
⑤その他															

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 <b>(有)</b> ・無 ・第1回地域の日（令和4年7月開催）での意見・提案
--

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-2. 公共交通の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

		全体計画	5年度	6年度	7年度以降
財源内訳	事業費	15,102	5,034	5,034	5,034
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	15,102	5,034	5,034	5,034
	一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	地域おこし協力隊による若者移住事業	整理番号	97
		担当部・課	地域政策部 地域活動支援課
事業期間	単年度・ <b>複数年</b> 令和5年度～令和 年度・ <b>終期未定</b>	事業区分	<b>新規</b> ・ <b>拡充</b> 裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・ <b>明るい未来</b> ・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	国の「地域おこし協力隊制度」を活用し、産業、文化、スポーツ分野などで活躍する若者の移住・定住につなげるとともに、地域力の維持・強化を行う。市の最重要施策である「若者対策」として実施するもの。																												
②背景	人口減少や少子高齢化が急速に進行し、地域活力の低下や担い手となる人材の確保が重要な課題となっている。本市においても人口減少が重要課題の一つであり、特に若者の人口社会減が多く、その影響が出生数、人口の減少幅の拡大につながっている。 第2次総合振興計画において「若者が暮らしたいまちづくり」を目指す施策を展開することとしており、これまでに「地域の日」において若者の意見を聴くなどし、若者対策の施策に力を入れている。																												
③効果	○都市部からのU・Iターン者の増加 ○若年層による産業、文化、スポーツ分野の活性化 ○新たな人材による担い手の確保																												
④内容	○地域おこし協力隊の制度概要 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、一定期間「地域協力活動」を行いながら、その地域への定着を図る。 ○活動期間 概ね1年以上3年以下  ≪地域おこし協力隊活用業務一覧（8人）≫ ※当事業における予算計上分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>業務等</th> <th>活動概要</th> <th>活用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>地域おこし協力隊サポート業務</td> <td>地域おこし協力隊の連絡・調整、隊員情報の発信、隊員同士の連携支援等を行う</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(仮称)まちなか交流プラザ運営業務</td> <td>(仮称)まちなか交流プラザでの事業の企画・運営、ネットワークづくりを行う ※当該事業で計上している地域おこし協力隊と、「(仮称)まちなか交流プラザ運営事業(整理番号89)」で計上している会計年度任用職員のうち、いずれか一方を任用</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ふるさと寄附関係業務</td> <td>ふるさと寄附に係るPR、パンフレットのデザイン、受付業務等を行う</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>農村RMO(農村型地域運営組織)関係業務</td> <td>地域が農村RMO(農村型地域運営組織)として実施する活動のサポート等を行う</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>郷土資料等整理事務</td> <td>図書館所蔵の郷土資料等の整理や目録作成等を行う</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ベルガロツツイわみ選手の活用</td> <td>ベルガロツツイわみとの包括協定に基づき、クラブチーム選手が市内働き手不足職場に労働力を提供する</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	No.	業務等	活動概要	活用人数	1	地域おこし協力隊サポート業務	地域おこし協力隊の連絡・調整、隊員情報の発信、隊員同士の連携支援等を行う	1人	2	(仮称)まちなか交流プラザ運営業務	(仮称)まちなか交流プラザでの事業の企画・運営、ネットワークづくりを行う ※当該事業で計上している地域おこし協力隊と、「(仮称)まちなか交流プラザ運営事業(整理番号89)」で計上している会計年度任用職員のうち、いずれか一方を任用	1人	3	ふるさと寄附関係業務	ふるさと寄附に係るPR、パンフレットのデザイン、受付業務等を行う	1人	4	農村RMO(農村型地域運営組織)関係業務	地域が農村RMO(農村型地域運営組織)として実施する活動のサポート等を行う	1人	5	郷土資料等整理事務	図書館所蔵の郷土資料等の整理や目録作成等を行う	1人	6	ベルガロツツイわみ選手の活用	ベルガロツツイわみとの包括協定に基づき、クラブチーム選手が市内働き手不足職場に労働力を提供する	3人
No.	業務等	活動概要	活用人数																										
1	地域おこし協力隊サポート業務	地域おこし協力隊の連絡・調整、隊員情報の発信、隊員同士の連携支援等を行う	1人																										
2	(仮称)まちなか交流プラザ運営業務	(仮称)まちなか交流プラザでの事業の企画・運営、ネットワークづくりを行う ※当該事業で計上している地域おこし協力隊と、「(仮称)まちなか交流プラザ運営事業(整理番号89)」で計上している会計年度任用職員のうち、いずれか一方を任用	1人																										
3	ふるさと寄附関係業務	ふるさと寄附に係るPR、パンフレットのデザイン、受付業務等を行う	1人																										
4	農村RMO(農村型地域運営組織)関係業務	地域が農村RMO(農村型地域運営組織)として実施する活動のサポート等を行う	1人																										
5	郷土資料等整理事務	図書館所蔵の郷土資料等の整理や目録作成等を行う	1人																										
6	ベルガロツツイわみ選手の活用	ベルガロツツイわみとの包括協定に基づき、クラブチーム選手が市内働き手不足職場に労働力を提供する	3人																										
⑤その他	≪その他の地域おこし協力隊活用事業一覧（6人）≫ ※他事業における予算計上分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>整理番号</th> <th>活動概要</th> <th>活用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>音楽を核とした定住促進事業</td> <td>87</td> <td>市内中学校・高校吹奏楽部の演奏指導や移住若手音楽家の活躍の場づくり、移住者と地元音楽家との交流・連携を行う</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>後継者等人材育成支援事業(後継者育成支援事業)</td> <td rowspan="2">464</td> <td>後継者不在の事業所とのマッチングを通じて事業承継を行う</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>後継者等人材育成支援事業(料理人育成支援事業)</td> <td>旅館・飲食店で不足している料理人として当該事業所で活動する</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>スポーツ関係人材確保事業</td> <td>695</td> <td>浜田市体育協会事務局業務や学校部活動の地域移行の円滑化業務を行う</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> ※令和5年度において、市全体で14人の地域おこし協力隊員を活用	No.	事業名	整理番号	活動概要	活用人数	1	音楽を核とした定住促進事業	87	市内中学校・高校吹奏楽部の演奏指導や移住若手音楽家の活躍の場づくり、移住者と地元音楽家との交流・連携を行う	1人	2	後継者等人材育成支援事業(後継者育成支援事業)	464	後継者不在の事業所とのマッチングを通じて事業承継を行う	2人	3	後継者等人材育成支援事業(料理人育成支援事業)	旅館・飲食店で不足している料理人として当該事業所で活動する	2人	4	スポーツ関係人材確保事業	695	浜田市体育協会事務局業務や学校部活動の地域移行の円滑化業務を行う	1人				
No.	事業名	整理番号	活動概要	活用人数																									
1	音楽を核とした定住促進事業	87	市内中学校・高校吹奏楽部の演奏指導や移住若手音楽家の活躍の場づくり、移住者と地元音楽家との交流・連携を行う	1人																									
2	後継者等人材育成支援事業(後継者育成支援事業)	464	後継者不在の事業所とのマッチングを通じて事業承継を行う	2人																									
3	後継者等人材育成支援事業(料理人育成支援事業)		旅館・飲食店で不足している料理人として当該事業所で活動する	2人																									
4	スポーツ関係人材確保事業	695	浜田市体育協会事務局業務や学校部活動の地域移行の円滑化業務を行う	1人																									

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

○地域おこし協力隊員数 全国(1,085団体) : 6,015名(R3年度) 島根県(19市町村) : 178名(R4.6.1) ○年齢構成(全国) ※総務省ホームページより 39歳以下 : 68.8%
---

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施(有・ <b>無</b> )
-----------------------

(4)総合振興計画との整合性

まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
施策大綱	VII-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	未定	21,198	未定	未定
国県支出金		0		
地方債( )		0		
その他( )		0		
一般財源		21,198		

# 新規事業等実施に伴う説明シート

<b>事務事業名</b>	<b>オンライン化プラットフォーム運用管理事業</b>	<b>整理番号</b>	<b>108</b>
		<b>担当部・課</b>	総務部 総務課
<b>事業期間</b>	単年度・ <b>複数年度</b>	<b>事業区分</b>	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和年度・ <b>終期未定</b>		裁量・義務・ <b>政策ソフト</b> ・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

## (1) 事業の概要・全体計画等

<b>①目的</b>	各種申し込み、施設などの予約、アンケートなどの軽微な行政サービスのオンライン手続きを可能とすることで、住民の利便性向上と職員の受付事務の効率化を図る。
<b>②背景</b>	自治体DXの重点取組事項として、行政手続きのオンライン化が挙げられている。 マイナンバーカードを使った手続きについては、国のぴったりサービスを使って行うことになるが、マイナンバーカードを使わない軽微な手続きについてもオンライン化が求められている。
<b>③効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマートフォンなどからオンラインでの手続きを可能とすることで、住民の利便性を向上させる。</li> <li>・容易にページ作成からインターネット上への公開、回答結果の自動集計までできるシステムを導入することで、職員の受付事務に関する負担の軽減を図る。</li> </ul>
<b>④内容</b>	各種オンライン手続きフォームを作成、管理することができるプラットフォームを導入する。
<b>⑤その他</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;"> <p><b>1 オンライン化プラットフォームの主な機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン手続きのためのフォーム（Webページ）を公開 ⇒QRコードなどで誰でも簡単にアクセスできる。</li> <li>・チェックボックスやカレンダーなどの各種パーツを使用可能 ⇒入力操作が簡単で分かりやすくなる。</li> <li>・専門知識がなくても作成可能 ⇒各担当課で作成・公開できるので、多くの手続きがオンライン対応される。</li> <li>・安全なデータ管理 ⇒総合行政ネットワークと同等のセキュリティ対策が施してある。</li> </ul> <p><b>2 費用</b></p> <p>オンライン化プラットフォーム利用料 2,244千円/年</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>※入力フォームのイメージ</p>  </div> </div>

## (2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

宮城県白石市（健診申込のオンライン化） 大分県中津市（施設の利用申込のオンライン化） 埼玉県入間市（住民アンケートのオンライン化）など
---

## (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <b>無</b> ）
-----------------------

## (4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱 施策大綱 まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち  V-3. 地域情報化の推進
--------------	--	---

## (5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
<b>事業費</b>	未定	2,244	未定	未定
財源内訳				
<b>国県支出金</b>		0		
<b>地方債( )</b>		0		
<b>その他( )</b>		0		
<b>一般財源</b>		2,244		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	周布川左岸地区防災拠点整備事業	整理番号	135
		担当部・課	総務部 防災安全課
事業期間	単年度 複数年度 令和5年度～令和5年度 終期未定	事業区分	新規 拡充
			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	周布川左岸地区に避難所、水防倉庫、備蓄倉庫を併設する防災拠点を整備することにより、周布川左岸地区の住民の安全を確保するとともに、水防活動の迅速化、安全化を図る。
②背景	周布川左岸地区は堤防の低い箇所があり、周布川流域に大雨が降った際には他地域と比較して氾濫の危険性が高い。 また、周布川流域は平成29年度以降、3度の避難情報を発令している。周布川氾濫時に地域住民が避難する指定避難所が周布川右岸側の第三中学校となっており、周布川左岸地区からは川を超える必要があるうえ、遠方に位置していることが課題となっている。 加えて、水防資機材を保管する水防倉庫についても周布川右岸側のみ位置しており、水防団が左岸側で水防活動を実施する際の安全性や迅速性の確保が課題となっている。
③効果	新たに安全かつ交通アクセスの良い場所に避難所を整備することで、避難情報発令時において、主に周布川左岸地区に居住する住民のスムーズな避難行動に繋がり、住民の安全を確保することができる。加えて、水防倉庫を周布川左岸にも配置することで、周布川左岸流域における迅速な水防活動が実施できるとともに、水防活動に従事する水防団員の安全を確保することができる。
④内容	周布川左岸地区に災害ハザード区域（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）に指定されていない土地を取得し、地区住民が避難することができる指定避難所、水防倉庫、防災備蓄倉庫の3機能を有する防災拠点を令和5年度に整備する。（※平常時の管理運営については、地元町内会に行っていただく予定。） <b>【土地】</b> 地番：浜田市治和町口157-13外2筆 面積：935.37㎡ <b>【建物】</b> 構造：軽量鉄骨造ガルバリウム鋼板葺平屋建 床面積：236.52㎡ 耐用年数：32年 収容人数：約80人 <b>【総事業費】</b> 122,315千円 <b>【完成予定時期】</b> 令和6年3月（供用開始予定時期 令和6年5月）
⑤その他	<防災拠点整備予定地> 

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有)・無)
・施設の管理運営方法、費用負担等について地元町内会と協議
・防災拠点の運用について、地区まちづくり委員会、消防団と協議

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	122,315	122,315	0	0
国県支出金	0	0	0	0
地方債(緊防債)	121,800	121,800	0	0
その他( )	0	0	0	0
一般財源	515	515	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	金城支所周辺施設整備事業 (高齢者生活福祉センター改修事業等)	整理番号	223
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	担当部・課	地域政策部 まちづくり社会教育課、金城支所 防災自治課・市民福祉課
	令和5年度～令和9年度・終期未定	事業区分	<b>新規</b> ・拡充 裁量・義務・政策ソフト・ <b>政策ハード</b> ・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	金城支所庁舎（昭和35年建築）の耐震診断結果が大規模な地震による倒壊や崩壊の危険性が高い指標（Is値＝0.24）となっているため、早期に支所庁舎の整備を図ることで、支所の安全性を確保する。 なお、公共施設再配置方針を踏まえ、支所庁舎の整備にあたっては、現有施設の有効利用に努めることとする。												
②背景	金城支所庁舎（昭和35年建築）は老朽化が激しく、耐震診断結果がIs値＝0.24と大規模な地震による倒壊や崩壊の危険性が高い建物であることから、支所庁舎の整備は緊急性が高いものとなっている。 また、金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）については、令和2年3月末で通所介護、短期入所事業が廃止されたことにより空きスペースが生じ、この利活用が課題となっている。												
③効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所機能移転により金城地域の防災の拠点である支所の安全性を確保することで、地域住民の安全安心な生活が維持できる。</li> <li>高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）に雲城まちづくりセンターを移転することで、施設の更なる利活用が見込まれる。</li> <li>従来の3施設を2施設にすることで、公共施設の整理統合が図られる。</li> </ul>												
④内容	<p>① 雲城まちづくりセンターを金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）に移転 ② 支所機能をみどりかいかんに移転（Is値＝0.69） ③ 現支所建物解体・跡地整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修、みどりかいかん改修設計、雲城まちづくりセンター移転</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>みどりかいかん改修、現支所建物解体設計、支所機能移転</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>現支所建物解体</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>現支所跡地整備</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業内容	令和5年度	金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修設計	令和6年度	金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修、みどりかいかん改修設計、雲城まちづくりセンター移転	令和7年度	みどりかいかん改修、現支所建物解体設計、支所機能移転	令和8年度	現支所建物解体	令和9年度	現支所跡地整備
年度	事業内容												
令和5年度	金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修設計												
令和6年度	金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）改修、みどりかいかん改修設計、雲城まちづくりセンター移転												
令和7年度	みどりかいかん改修、現支所建物解体設計、支所機能移転												
令和8年度	現支所建物解体												
令和9年度	現支所跡地整備												
⑤その他	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【施設の配置・面積】</b></p> <p>さんあいホーム 2,296.71㎡ (平屋建)</p> <p>みどりかいかん (貸館・集会所) 1,419.68㎡ (2階建)</p> <p>金城支所 2,128.11㎡ (2階建)</p> <p>老福センター 531.91㎡ (2階建)</p> <p>図書館 (エレベーターなし)</p> <p>別荘車庫 108.00㎡あり</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>【施設整備の概要】</b></p> <p>支所・みどりかいかん・さんあいホームの3施設を2施設に再編する。</p> <p>①さんあいホームを改修し雲城まちづくりセンターが移転する。 ②みどりかいかんを改修し1階に支所機能を移転し、2階は貸館・集会所機能のままとする。 ③現支所建物は解体する。 ※みどりかいかんは耐用年数到来までに長寿命化改修し延命化する。 ※図書館・老福センターは残す</p> </div> </div>												

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有)・無)	(有)
・地域協議会 (R4～)	
・金城高齢者生活福祉センターあり方検討会議 (R2)	
・まちづくり連絡会等への説明 (R4～)	

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	
	施策大綱	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	450,455	19,921	155,494	275,040
国県支出金	0	0	0	0
地方債(過疎債等)	382,000	19,900	151,600	210,500
その他( )	0	0	0	0
一般財源	68,455	21	3,894	64,540

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	医師確保対策事業	整理番号	291
		担当部・課	健康福祉部 健康医療対策課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハー・ <b>明るい未来</b> ・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	浜田市地域包括ケア総合診療専門医コースの専攻者を確保し育成することで、国保診療所での常勤医確保や地域医療の維持につなげる。																																
②背景	医師の充足率は増加傾向にあるがまだ十分ではなく、医師の地域偏在や診療科偏在といった課題は残っている。国保診療所においては、派遣等により診療体制を維持している状態であることから、地域医療を確保するためには先を見据えて医師を育成していく必要がある。																																
③効果	今までの医師育成の取組に加え、浜田市出身の地域枠推薦医学生や総合診療医を目指す医学生・研修医を支援することで浜田市地域包括ケア総合診療専門医プログラムを選択する医学生等を確保する。これらの取組により、将来的に国保診療所の常勤医確保や浜田医療センターの総合診療医が増えることで、診療体制の維持や良質で安定した医療サービスの提供につながる。																																
④内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田の総合診療医紹介</li> <li>・浜田市総合診療専門医プログラム進学者支援</li> <li>・地域医療実習参加者への支援 等</li> </ul>																																
⑤その他	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田の総合診療医紹介パンフレット作成 定住サイト「はまだぐらし」の医師募集コンテンツを基にパンフレットを作成し、医学生や研修医へ配布する。</li> <li>・浜田市地域医療実習参加費補助 自主的な地域医療実習やイベント協力・参加をしてくれる医学生や医師に対して旅費や宿泊費の一部を補助する。</li> <li>・プライマリケア関連学会参加費等補助 総合診療への関心を高めるため、島根大学医学部地域枠推薦医学生を対象に学会参加費用の一部を補助する（国保診療所医師とともに参加することでつながりを深める）。</li> <li>・浜田市地域医療の視察等への旅費支給 浜田市の取組への協力、勤務に興味を持つ医師に対して旅費を支給する。</li> </ul> <p>【島根大学医学部医学科 地域枠推薦合格者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td> </tr> </tbody> </table>	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	1	0	2	2	2	1	2	2	0	2	2	1	0	2	3	2
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																		
1	0	2	2	2	1	2	2	0	2	2	1	0	2	3	2																		

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <b>無</b> ）
-----------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅱ. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	Ⅱ-1. 医療体制の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	3,813	1,271	1,271	1,271
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	3,813	1,271	1,271	1,271
一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	再エネの最大限導入のための計画づくり事業	整理番号	313
		担当部・課	市民生活部 環境課
事業期間	単年度・複数年度 令和5年度～令和5年度・終期未定	事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	2050年度の目標であるゼロカーボンに向け、市の施策の体系的な構築と事業展開を行っていくための指針となる再エネ導入のための諸計画を作成する。
②背景	国の2030年度の目標であるCO2の46%削減（2013年度比）や、2050年度の目標であるゼロカーボンについて、浜田市の計画の目標数値に反映させる必要がある。そのためには根拠ある現状把握と将来構想が必要である。
③効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素に向けた市の施策の体系的な構築と事業展開が可能となる。</li> <li>浜田市の地球温暖化対策実行計画を国の目標数値に合わせた改定ができる。</li> <li>公共施設への効率的で効果的な太陽光発電導入を計画できる。</li> </ul>
④内容	<p>①地域の諸条件を踏まえた温室効果ガスや再エネ導入に関する基礎情報の収集や現状分析を行う。 将来のCO2排出量に関する推計や、地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成を行う。 再エネ導入目標の作成や、それを実現させるために必要な施策及び指標を設定する。</p> <p>②市の施設を調査し、最適な太陽光発電の導入方法を探り、計画的な整備方針を策定する。</p> <p>③市の地球温暖化対策実行計画を国の目標に合致させる改定を行う。</p>
⑤その他	<p><b>委託料</b> &lt;25,000千円&gt;</p> <p>①再エネ導入目標策定業務 10,000千円 補助率3/4 補助対象7,500千円</p> <p>②公共施設太陽光導入調査業務 10,000千円 補助率3/4 補助対象7,500千円</p> <p>③浜田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務 5,000千円</p> <p><b>報償費</b> &lt;480千円&gt;</p> <p>地球温暖化対策実行計画策定委員会委員報酬 480千円</p> <p><b>旅費</b> &lt;40千円&gt;</p> <p>地球温暖化対策実行計画策定委員費用弁償 40千円</p> <p>支出合計 25,520千円</p> <p>財源：二酸化炭素排出抑制対策事業費 ①（10,000千円×3/4）＋②（10,000千円×3/4）＝15,000千円</p> <p>収入合計 15,000千円</p>

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）	（無）
--------------	-----

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	IV. 自然環境を守り活かすまち
	施策大綱	IV-1. 地球温暖化対策の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	25,520	25,520	0	0
国県支出金	15,000	15,000	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他( )	0	0	0	0
一般財源	10,520	10,520	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	肥料価格高騰対策事業	整理番号	380
		担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	単年度・複数年度 令和5年度～令和5年度・終期未定	事業区分	新規・拡充
		裁量・義務(政策ソフト)	政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	肥料価格が高騰する中、市内農業者の経営基盤を維持するとともに、低コスト型の農業経営への転換を促すため、肥料価格高騰分に対する国県事業の上乗せ補助を行うことで、化学肥料の低減に取り組む市内農業者を支援する。
②背景	世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の高騰に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に高騰している。
③効果	海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組みを行う市内農業者に対し、肥料価格高騰分の一部を支援することで、農業経営に及ぼす影響を緩和できる。
④内容	<p>&lt;事業実施主体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田市農業再生協議会</li> </ul> <p>&lt;生産者の参加要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学肥料の2割低減に向けて、次の取組メニューから2つ以上を実施</li> <li>・これまでの取組も考慮し、同じ取組については、拡大・強化も対象</li> </ul> <p>【取組メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 土壌診断による施肥設計</li> <li>イ 生育診断による施肥設計</li> <li>ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入</li> <li>エ 堆肥の利用</li> <li>オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)</li> <li>カ 食品残渣など国内資源の利用(エトオ以外)</li> <li>キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用</li> <li>ク 緑肥作物の利用</li> <li>ケ 肥料施用量の少ない品種の利用</li> <li>コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用</li> <li>サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)</li> <li>シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用</li> <li>ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用</li> <li>セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く)</li> <li>ソ 地域特認技術の利用</li> </ul> <p>&lt;支援の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度から増加した肥料価格高騰分(令和4年6月から令和5年5月に購入したもの)の一部について、国県支援に加え15%の上乗せ支援</li> </ul>
⑤その他	<p>&lt;事業イメージ&gt;</p>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)	(無)
---------------	-----

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-2. 農林業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	9,480	9,480	0	0
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他( )	0	0	0	0
一般財源	9,480	9,480	0	0

# 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田地域沖合底曳網漁業構造改革推進事業	整理番号	427
		担当部・課	産業経済部 水産振興課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和8年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・ <b>政策ハード</b> ・明るい未来・中山間地対策

## (1) 事業の概要・全体計画等

①目的	地元沖合底曳網漁船の存続に向けて、収益性の高い操業・生産体制への転換による漁業構造改革を推進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業経営体が行う漁船の更新について県と連携し支援を行う。																																																																																																																																					
②背景	漁業経営体の廃業や漁船の高船齢化の進行により、浜田地域の沖合底曳網漁業は存続の危機に直面しており、老朽化した漁船を更新できなければ、廃業を選択せざるを得ない状況となる。基幹漁業である沖合底曳網漁船団の減少は、水産加工や鮮魚卸、小売、流通など多くの関連産業に影響を及ぼすこととなるため、早急な対策が求められている。																																																																																																																																					
③効果	新船建造により30年間程度の事業継続が見込め、浜田漁港の水揚確保、漁業就業者の雇用維持に繋がる。																																																																																																																																					
④内容	<p>国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業「もうかる漁業創設支援事業」(以下、「国事業」)を活用し、新船建造に取り組む沖合底曳網漁業経営体の負担を軽減するため、県・市で連携して追加の支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>【事業経費】</b></p> <p>〈用船料等相当額〉 漁船・漁具減価償却費、損害保険料、消耗品費、通信費、修繕費等</p> <p>〈運転経費〉 人件費、燃油費、水代、魚箱代、その他の資材費、販売費等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>【助成イメージ】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p style="text-align: center;">国補助金</p> <p style="text-align: center;">市・県補助金</p> <p style="text-align: center;">自己負担</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>(国補助率1/3) ※用船料等相当額の1/3以内を助成</p> <p style="color: red;">(県・市：補助残の1/2) ※ただし、上限300百万円</p> </div> </div> </div> </div> <p>○補助対象者 沖合底曳網漁業経営体 1者</p> <p>○補助内容 国事業の補助残の1/2以内 ※上限額 3億円(県1.19億円、市1.81億円) ※国事業の補助金額 用船料等相当額(約10億円)の1/3以内</p> <p>○補助金額 令和5年度 93,634千円 令和6～8年度 206,366千円 合計3億円</p> <p>○国事業実施スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">R3年度</th> <th colspan="3">R4年度</th> <th colspan="3">R5年度</th> <th colspan="3">R6年度</th> <th colspan="3">R7年度</th> <th colspan="3">R8年度</th> </tr> <tr> <th>10~12</th> <th>1~3</th> <th></th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> <th>4~6</th> <th>7~9</th> <th>10~12</th> <th>1~3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田PJ地域協議会 (改革計画策定)</td> <td colspan="3">計画策定</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>中央協議会 (水産庁)</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">4月：計画採択</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>新船建造</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">R4.7~R5.7</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>国実証事業</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">実証事業期間3ヶ年 (R5.8~R8.7)</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">支援対象</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		R3年度			R4年度			R5年度			R6年度			R7年度			R8年度			10~12	1~3		4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	浜田PJ地域協議会 (改革計画策定)	計画策定																		中央協議会 (水産庁)				4月：計画採択															新船建造				R4.7~R5.7															国実証事業										実証事業期間3ヶ年 (R5.8~R8.7)																			支援対象								
	R3年度			R4年度			R5年度			R6年度			R7年度			R8年度																																																																																																																						
	10~12	1~3		4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3																																																																																																																			
浜田PJ地域協議会 (改革計画策定)	計画策定																																																																																																																																					
中央協議会 (水産庁)				4月：計画採択																																																																																																																																		
新船建造				R4.7~R5.7																																																																																																																																		
国実証事業										実証事業期間3ヶ年 (R5.8~R8.7)																																																																																																																												
										支援対象																																																																																																																												
⑤その他	令和4年度中に補助対象者・県・市において協定締結済(令和4年度債務負担行為設定済)																																																																																																																																					

## (2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--	--

## (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

	市民参加の実施 (有・ <b>無</b> )
--	------------------------

## (4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-1. 水産業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

## (5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

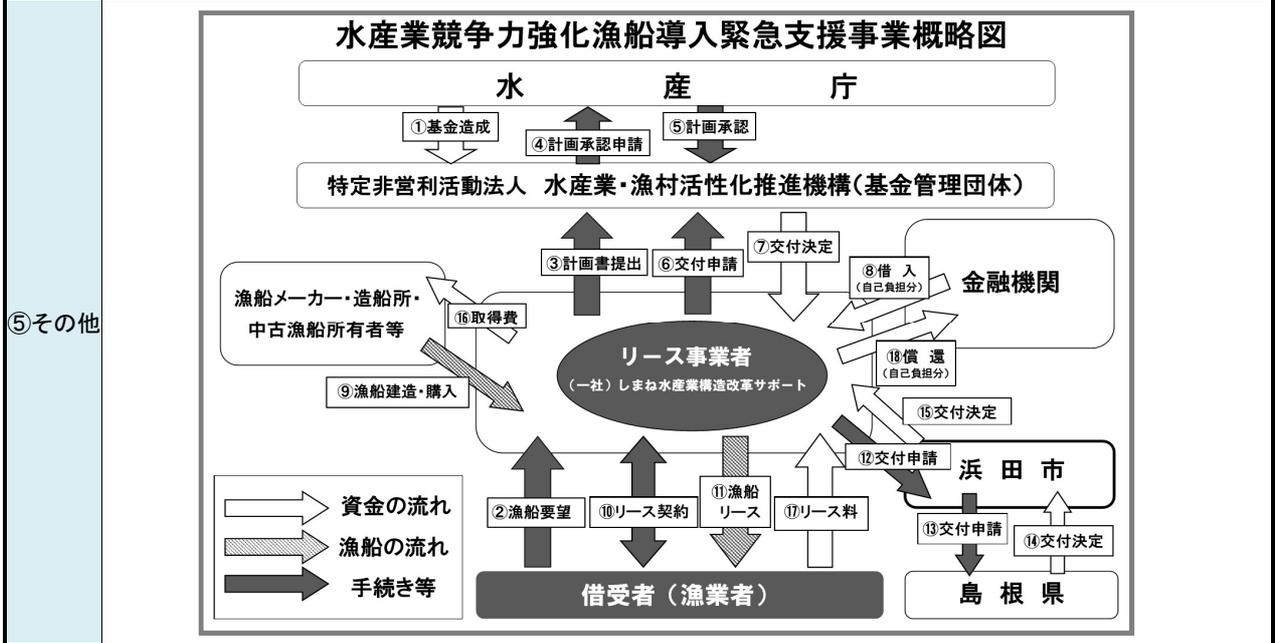
		全体計画	5年度	6年度	7年度以降
財源内訳	事業費	300,000	93,634	101,617	104,749
	国県支出金	119,001	28,800	45,131	45,070
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	180,999	64,834	56,486	59,679
	一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	水産業競争力強化漁船導入促進事業	整理番号	436
		担当部・課	産業経済部 水産振興課
事業期間	単年度・複数年度 令和5年度～令和5年度 終期未定	事業区分	新規・拡充
			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	漁業者が国の漁船リース事業を活用して行う漁船の取得費用を補助することで、地域経済を支える漁業の維持・継続、担い手の育成を図るとともに、漁業経営の構造改善を推進する。
②背景	浜田市の漁業は、水揚の減少や魚価の低迷など長年にわたり厳しい経営環境にあり、基幹漁業である沖合底びき網漁業やまき網漁業、地域の漁業・漁村の中核である沿岸漁業において漁船の更新が進まず漁船の老朽化が顕著である。
③効果	地元漁船の維持・継続、担い手の育成に繋がる。
④内容	<p>国においては、漁業者が水産業の競争力強化の取組を実践するために必要な漁船を円滑に導入できるよう、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）による取得費の支援を実施している。</p> <p>浜田市は、この事業を活用して漁船を取得する漁業者に対し、負担軽減のため県と協調して追加の支援を行う。</p> <p>【令和5年度補助内容】</p> <p>補助事業名：浜田市水産業競争力強化漁船導入促進事業補助金                  補助金額：23,607千円（内、県補助金4,721千円）                  漁船取得者：定置網漁業者（リース元：一般社団法人しまね水産業構造改革サポート）                  漁船取得費：94,430千円（中古船）                  財源の内訳：国漁船リース事業補助金（補助率1/2）：47,215千円                  浜田市水産業競争力強化漁船導入促進事業補助金（補助率1/5）：18,886千円                  島根県水産業競争力強化漁船導入促進事業補助金（補助率1/20）：4,721千円                  自己負担（1/4）：23,608千円（リース期間：12年間）</p>



(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）	有・無
--------------	-----

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-1. 水産業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	23,607	23,607	0	0
国県支出金	4,721	4,721	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	18,886	18,886	0	0
一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田漁港養殖事業等可能性調査・研究事業	整理番号	439
		担当部・課	産業経済部 水産振興課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和6年度・終期未定		(裁量)義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	水揚げが減少している中、新たな水産資源の確保のため、養殖事業の推進は必要不可欠である。将来の浜田市の水産業の振興に繋げていくための検討材料とするため、マルハニチロ株式会社(以下「マルハニチロ」と共同し、浜田漁港周辺における養殖事業等の可能性を探るための調査・研究を実施する。
②背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸ヶ島埋立地における陸上養殖の可能性を探るため、平成31年3月12日にマルハニチロと共同研究協定を締結し令和元年5月から地下水の試掘調査を開始した。</li> <li>・令和元年10月から地下水の試掘調査に基づき、マルハニチロにて試験計画書の作成に取りかかっていたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響が深刻となり、まずは自社事業の再建優先のため、試験計画の検討は中断となった。</li> <li>・令和4年9月にマルハニチロ側から共同研究協定の解除の申し入れがあった。</li> <li>・共同研究協定解除の申し入れを受け、浜田市として、令和4年10月にマルハニチロを訪問し、引き続き、共同で海面も含めた養殖事業等の可能性を探るための調査・研究を実施することを申し入れ、先方より「検討する」との回答があった。</li> <li>・令和5年1月に先方と協議し、令和5年度から改めて浜田漁港周辺における養殖事業等の調査・研究に関する協定を締結することとなった。</li> </ul>
③効果	養殖事業等の可能性調査・研究検討結果により、具体的な養殖事業等の事業計画が構築できれば、新たな展望が拓け、浜田市の水産業振興に貢献できる。
④内容	<p>1 「浜田漁港周辺における養殖事業等の調査・研究に関する協定書」概要</p> <p>(1)目的 マルハニチロと浜田市が共同し、浜田漁港周辺における養殖事業等の可能性を探るための調査・研究を実施することを目的とする。</p> <p>(2)調査・研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①浜田漁港周辺海域等における養殖事業(海面、陸上)に必要な環境、立地及び養殖可能な魚種等についての調査・研究</li> <li>②浜田漁港発展に資する水産事業についての調査・研究</li> <li>③その他必要と認める調査・研究</li> </ul> <p>(3)協定有効期間 協定締結の日(令和5年4月を予定)から令和7年3月31日まで</p> <p>2 令和5年度事業内容 ・海面養殖事業等における調査・研究</p> <p>3 令和5年度事業費内訳【総事業費 2,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田漁港養殖事業等可能性調査・研究業務委託料 1,050千円</li> <li>・現地調査旅費 629千円 東京⇄浜田 年4回</li> <li>・借上料 132千円 調査用船舶備船料 3工程分</li> <li>・消耗品費 189千円</li> </ul>
⑤その他	

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ <b>無</b> )
------------------------

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-1. 水産業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	未定	2,000	未定	0
財源内訳				
国県支出金		0		0
地方債( )		0		0
その他(ふるさと応援基金)		2,000		0
一般財源		0		0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	三桜酒造跡地活用検討事業	整理番号	465
		担当部・課	産業経済部 商工労働課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		<b>裁量</b> 義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	三桜酒造跡地について、経済団体や地元商店街等による検討組織を設置し、石見神楽等を活用した市民や観光客等が賑わう公共利用に関する調査・検討を行い、その検討結果を令和6年度以降に実施する施設の具体的な整備計画策定に繋げる。
②背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>三桜酒造跡地について、地権者代表から浜田市において活用を検討してほしい旨の申し出があり、跡地の売却情報を得た複数の団体や企業からも、浜田市に対して公共利用の要望があった。</li> <li>令和4年8月17日の市議会全員協議会にて、三桜酒造跡地活用について報告を行った。</li> </ul>
③効果	検討委員会の多様な意見を踏まえ、三桜酒造跡地を石見神楽等の活用により公共利用することによって、浜田駅の神楽時計～昭和通りのどんちっちタウン・モニュメント～三桜酒造跡地までの浜田駅周辺エリア一帯の賑わい創出が期待できる。
④内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>活用方針策定業務委託(石見神楽を活用した交流拠点施設整備の可能性調査) <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査、対象地の現状把握</li> <li>市民意向調査</li> <li>関係団体等へのヒアリング調査 ほか</li> </ul> </li> <li>検討委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>構成メンバー:学識者、経済団体、地元商店街、民間事業者、地域協議会 等</li> <li>開催回数:4回</li> <li>(1)対象地の現状や取り巻く環境及び敷地のポテンシャルの共有</li> <li>(2)石見神楽を活用した交流拠点の機能及び利活用(案)についての意見交換</li> <li>(3)交流拠点施設の妥当性や可能性についての意見交換</li> <li>(4)利活用方針(案)及び実現に向けた課題に対する意見交換</li> </ul> </li> <li>事業費内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>活用方針策定業務委託料 7,916千円</li> <li>検討委員会開催経費 433千円</li> </ul> </li> </ol>
⑤その他	<p>今後のスケジュール(予定)</p> <p>R5.4月 活用方針策定業務公募プロポーザルの実施</p> <p>5月 活用方針策定業務の委託契約締結、検討委員会の設置</p> <p>9～11月 市議会へ中間報告・意見聴取</p> <p>R6.1月 活用方針の決定</p> <p>2月 市議会へ活用方針を報告</p> <p>3月 整備計画策定に関する予算上程</p>

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ <b>無</b> )
------------------------

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-4. 充実した都市基盤の整備
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	未定	8,349	未定	未定
財源内訳	国県支出金		0	
	地方債( )		0	
	その他(ふるさと応援基金)		8,349	
	一般財源		0	

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	美又地域再開発事業	整理番号	481
		担当部・課	金城支所 産業建設課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和 <b>年度</b> ・ <b>終期未定</b>		裁量・義務・政策ソフト・ <b>政策ハード</b> ・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	美又地域の中核施設である美又温泉国民保養センターの改修計画及び再開発用地を含めた全体計画並びに各温泉旅館の外湯を兼ねた日帰り入浴施設の整備計画を策定し、美又地域の活性化を図る。
②背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>美又温泉国民保養センターについては、昭和44年度の建築以降、耐震補強が行われていない施設となっており、建築から55年が経過する中で度重なる修繕等が行われ、施設の老朽化や耐震強度不足が懸念されている。</li> <li>美又温泉は、温泉総選挙「うる肌部門」で全国第1位を獲得するなど、全国的に注目が高まっているが、各温泉旅館において浴室を整備するとなると、スペース的にも資金的にも限界がある。</li> </ul>
③効果	美又温泉国民保養センターの計画的改修と各温泉旅館の外湯を兼ねた日帰り入浴施設の整備を行うことにより、美又地域の入込客の増加と地域経済の活性化が期待できる。
④内容	<p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美又温泉国民保養センターの改修計画を含めた基本構想の策定</li> <li>現在利用していない休養ホーム用地の活用計画の策定</li> <li>各温泉旅館の外湯を兼ねた日帰り入浴施設の整備計画の策定</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想策定業務委託料 5,000千円</li> <li>アドバイザー委託料 1,000千円</li> <li>事務費 14千円</li> </ul>
⑤その他	<p>美又温泉国民保養センター (R5~R7指定管理)</p> <p>日帰り入浴施設建設検討用地 (休養ホーム(遊休施設))</p>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ <b>無</b> )
------------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-5. 観光・交流の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	未定	6,014	未定	未定
財源内訳				
- 国県支出金		0		
- 地方債( )		0		
- その他( )		0		
- 一般財源		6,014		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	谷口橋整備事業	整理番号	551
		担当部・課	都市建設部 建設整備課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b> 令和5年度～令和7年度・終期未定	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
			裁量・義務・政策ソフト・ <b>政策ハード</b> 明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	金城町小国地区の小国川に架かる谷口橋について、豪雨時に橋梁の桁が水流を阻害しており、氾濫の原因となっているため、橋梁の架け替えを行うことで地域住民の安全を確保する。
②背景	近年、台風や大雨などによる災害が多く発生しており、全国的に河川氾濫等の大規模な浸水被害が発生している。 小国川においても、昭和58年及び昭和63年の増水時に、橋梁の桁が水流を阻害し、小国川の氾濫が発生しているため、増水時における河川の通水に支障をきたさないよう、架け替えを行うことで通水断面を確保する必要がある。 また、地元の小国振興自治会からも長年改良要望があがっている。
③効果	豪雨による小国川の増水の際、谷口橋を原因とした河川氾濫等を防ぐことができる。
④内容	【整備スケジュール】 令和5年度：測量設計業務 令和6年度：橋梁下部工工事、河川工事 令和7年度：橋梁上部工工事、取付県道工事、旧橋梁撤去工事
⑤その他	<p>谷口橋改良イメージ</p>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・ <b>無</b> )
------------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-1. 道路網の整備
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

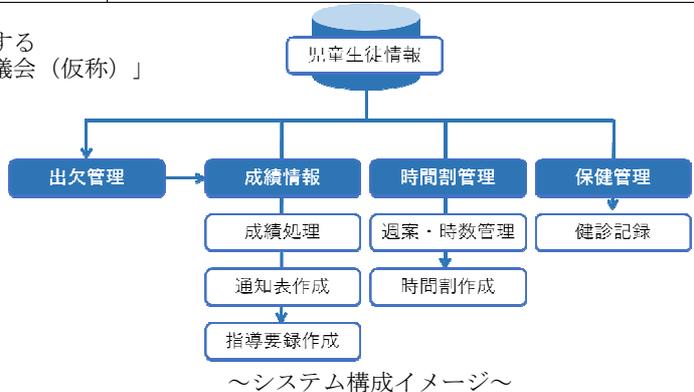
	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	164,850	31,500	75,600	57,750
国県支出金	81,640	15,600	37,440	28,600
地方債(辺地債)	83,100	15,900	38,100	29,100
その他( )	0	0	0	0
一般財源	110	0	60	50

# 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	統合型校務支援システム整備事業	整理番号	617
		担当部・課	教育部 学校教育課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和9年度・終期未定		裁量・ <b>義務</b> 政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

## (1) 事業の概要・全体計画等

①目的	<p>教職員の慢性的な長時間労働を解消するため、統合型校務支援システムを新規に導入し、児童生徒情報や出欠・保健情報の一括管理、成績処理や通知表・指導要録作成等のシステム化による校務負担の軽減を図る。</p> <p>なお、導入に当たり浜田教育事務所管内三市三町（浜田市・大田市・江津市・川本町・美郷町・邑南町）でシステムを共同調達し、共同利用する。</p>	
②背景	<p>文部科学省から平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が示され、学校における働き方改革を進めることが求められている。また、変化する時代、多様化する児童生徒、GIGAスクール構想を始めとする急速な学校ICT化により、ますます教職員の校務負担が増えている中、学校における働き方改革のため、文部科学省は令和5年度までに校務支援システム全国普及目標100%というロードマップを示している。</p> <p>こうした国の動きを踏まえ、教職員の異動が多い浜田教育事務所管内三市三町での共同調達を目指し、平成30年度から協議を行ってきた。</p> <p>○導入率（令和4年3月1日現在） 【全国】81.0% 【島根県】62.5%（5/8市） （県内導入済）松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市 計5市 ※ 県立学校も100%導入済</p>	
③効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三市三町でシステムを共同利用することで、異動時のシステム操作習得時間が削減されることにより、教職員が児童生徒と向き合う時間の拡充が図られ、教育の質の向上につながる。</li> <li>・児童生徒情報を一元管理することにより、校内での情報共有の効率化が図られ、配慮が必要な児童生徒への支援強化につながる。</li> <li>・共同調達による導入費の低廉化</li> </ul>	
④内容	<p>○統合型校務支援システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒情報の管理</li> <li>・出欠、健康観察簿の管理</li> <li>・成績の管理及び成績通知表の作成</li> <li>・指導要録の作成</li> <li>・日常所見の登録</li> </ul>	<p>○システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部データセンターに三市三町専用サーバーを共同設置（ハウジング）しシステムを構築する</li> <li>・構築した外部データセンターまでの接続は、各自自治体から閉域網（VPN）通信することでセキュリティを担保する</li> </ul>
⑤その他	<p>○共同調達に当たっては、三市三町で構成する「浜田地区校務支援システム共同利用協議会（仮称）」を設置し共同で事業者選定を実施する。</p> <p>○国補助金を申請予定 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・TYPE1） 補助率：導入年度における初期費用の1/2</p>	



## (2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

県内の導入事例は全て単独導入であるため、複数市町で共同調達を実施された鳥取県や高知市の事例等を参考に検討を進めている。

## (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・**無**）

## (4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-1. 学校教育の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

## (5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	57,205	42,238	3,326	11,641
国県支出金	19,287	19,287	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他( )	0	0	0	0
一般財源	37,918	22,951	3,326	11,641

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	美川小学校新築事業	整理番号	641
		担当部・課	教育部 教育総務課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b> 令和5年度～令和8年度・終期未定	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
			裁量・義務・政策ソフト <b>政策ハード</b> ・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	浜田市立小中学校統合再編計画に基づき、老朽化が著しい美川小学校について、児童が安全安心かつ快適な教育環境で過ごすために、美川小学校及び第四中学校敷地内に新たな校舎・屋内運動場を建設する。
②背景	美川小学校については、建築後80年以上経過し、耐震化工事や雨漏り修繕等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。
③効果	新たに建設する屋内運動場は放課後児童クラブや防災機能を併せ持つ複合施設とすることにより、地域コミュニティの発展に資する美川地区の中核的な公的施設として位置付ける。 このことを踏まえ、屋内運動場については浸水対策を行い、災害時の避難場所として活用する。
④内容	○美川小学校校舎・屋内運動場の建設及び校庭整備（美川小・第四中の解体含む） (1) 総事業費 2,558,769千円 (2) 事業期間 令和5年度～令和8年度 ・令和5年度～令和6年度（調査、設計業務 他） ・令和7年度～令和8年度（校舎・屋内運動場建築工事、校庭整備 他） (3) 開校予定 令和9年4月
⑤その他	 <p style="text-align: center;">現 美川小学校</p>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <b>無</b> ）
-----------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-1. 学校教育の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	2. 子どもを安心して産み育てる環境づくり

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	2,558,769	45,348	203,392	2,310,029
国県支出金	256,985	0	0	256,985
地方債(過疎債)	2,243,400	17,200	203,300	2,022,900
その他( )	0	0	0	0
一般財源	58,384	28,148	92	30,144

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	スポーツ関係人材確保事業	整理番号	695
		担当部・課	教育部 文化スポーツ課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・ <b>明るい未来</b> ・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	地域おこし協力隊制度を活用し、当市の課題となっている浜田市体育協会事務局の民間移行及び部活動地域移行の受け皿となる地域人材の確保・育成を図る。	
②背景	<p>①浜田市体育協会事務局の民間移行 現在、浜田市体育協会の事務局を市が担っており（県内8市で唯一）、総合スポーツ大会の開催や加盟団体への助成事業は行っているものの、積極的な自主事業によるスポーツの普及活動はできていない状況である。民間移行については、事務局の担い手となる団体や専属人材の確保が課題となっている。</p> <p>②部活動地域移行の受け皿となる地域人材の確保・育成 中学校部活動の地域移行について、当面は休日の部活動について外部指導者を確保し、段階的に進めていく予定ではあるが、外部指導者となり得る人材の確保・育成が課題となっている。</p>	
③効果	<p>①浜田市体育協会事務局の民間移行 地域おこし協力隊を事務局員として委嘱することで、民間移行後の専属人員の確保及び協力隊員の定住・定着を図る。また、令和7年度に全国高校総体、令和12年度に国民スポーツ大会の開催が予定されていることから、事務局に専属スタッフを確保することで、競技団体との連携強化や、積極的な自主事業による機運醸成を図ることが期待される。</p> <p>②部活動地域移行の受け皿となる地域人材の確保・育成 事務局員として加盟団体との顔つなぎ・連携が図られることから、部活動の外部指導者の調査・確保や学校とのマッチングを円滑に進められることが期待される。</p>	
④内容	<p>○地域おこし協力隊 1人 配置先：浜田市体育協会 業務内容：①浜田市体育協会事務局 ②部活動地域移行に関する事務 事務所：教育委員会文化スポーツ課内または民間移行予定事業所 予算：〈報償費〉3,000千円（月額200千円+家賃等）×12月 〈委託料〉1,000千円（活動費） ※新たな自主事業経費及び民間移行・部活動地域移行に係る経費</p>	
⑤その他	<p>【現状及び課題】</p> <p>(1) 浜田市体育協会事務局の民間移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内8市で体育協会事務局が自治体にあるのは当市のみ</li> <li>総合スポーツ大会以外の事業がなく普及活動が不足</li> <li>自主財源の確保(市の補助金が主な財源)</li> <li>国民スポーツ大会等に向けた組織強化</li> </ul> <p>(2) 部活動の地域移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校運動部が地域移行する際の受け皿の確保</li> </ul>	<p>【対策及び効果】</p> <p>■浜田市体育協会に専属の事務局員を配置 (活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局民間移行に向けた活動 (受け入れ先の確保に向けた協議・調整又は法人化の検討)</li> <li>スポーツ普及、交流のための新たな自主事業の企画・運営</li> <li>国民スポーツ大会等に向け各競技団体との連携強化</li> <li>部活動の地域移行に向けた仕組みづくり(学校と団体とのマッチング)</li> </ul> <p>(達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局民間移行による事務軽減</li> <li>体育協会活動の活発化によるスポーツ普及とスポーツ人口の増</li> <li>部活動地域移行に向けた人材の確保及び育成</li> <li>受入れ先での雇用による定住</li> </ul>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)
---------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-4. 生涯スポーツの振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	12,000	4,000	4,000	4,000
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他( )	0	0	0	0
一般財源	12,000	4,000	4,000	4,000

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	エキスパート指導者招聘事業	整理番号	696
		担当部・課	教育部 文化スポーツ課
事業期間	単年度・ <b>複数年度</b>	事業区分	<b>新規</b> ・拡充
	令和5年度～令和7年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	スポーツ活動等の分野で全国的または世界的に選手・指導者等として活躍された人材をエキスパート指導者として招聘し、その指導を受けることにより、市内小中学生の競技力の強化及び技術力向上等を図り、もって全国的に活躍する人材の育成や活動人口の増加、指導者の育成に資することを目的とする。
②背景	市内には小中学生を対象としたスポーツ少年団や部活動が多くあるが、全国大会の出場はいくつかあるものの普段からトップレベルの競技にふれる機会が少ない。 これまで、JFA夢の教室などでトップアスリートを招聘した事業は行っているが、単発的で学校単位での体験となるため、競技の専門的な指導にはつながっていない。
③効果	エキスパート指導者が持つ専門的かつ高度な知識や技術を、市内で活動する団体の指導者に伝えてもらうことで、競技者は継続的に高いレベルの指導を受けることができる。 また、エキスパート指導者から実技等を交えた直接指導を受けることで、技術力の向上が期待できるだけでなく、全国レベルとの差を身近で感じて明確な目標を持つことができる。
④内容	オリンピックなど野球の全日本代表のコーチを務めた人物を招聘し、市内のスポーツ少年団や中学校部活動を中心とした指導の業務を委託する。 ○指導業務委託内容 ①市内小中学生の指導者の育成 小中学生を指導する者に対し、定期的に研修・指導を行い、エキスパート指導者が持つ専門的かつ高度な知識を習得させ、小中学生への指導レベルを向上させる。 ②市内の小中学生への直接指導 小中学生を対象に、その経験や技術を交えた直接指導を行う。 ③活動（野球）の普及啓発 エキスパート指導者のこれまでの経験を踏まえた講演会・教室などを開催し、活動の普及啓発を行う。
⑤その他	<p>浜田市 ← 業務委託契約 (単年契約※継続有) → エキスパート指導者</p> <p>【指導対象団体】 中学校部活動(6校)、スポーツ少年団(6団)、その他</p> <p>【①指導者の育成】 ○市内の児童・生徒を指導する者への指導 ※月1回 集合研修</p> <p>【②小中学生への直接指導】 ○市内で活動する団体に直接出向し、児童・生徒に対して技術講習や実技指導を行う</p> <p>【③普及啓発活動】 ○市内に会場を設け、活動の分野に限らず広く市民が参加できる講演会を開催</p> <p>〆業務内容〆 〆効果〆</p> <p>○最新・高度な指導技術の習得 ○経験から得た高いレベルの知識を習得することで、児童・生徒に継続的な指導をすることができる</p> <p>○直接指導による技術の向上 ○市に縁のある方など、全国的に活躍している人材を身近に感じることで、明確な目標を持つ契機となる</p> <p>○全国的に活躍した人材の経験を広く知ってもらうことで、その活動に取り組むきっかけとなり、競技等の人口増が見込まれる</p> <p>市内全体で活動の底上げを行い、全国で活躍する人材を育成</p>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)
---------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-4. 生涯スポーツの振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	5年度	6年度	7年度以降
事業費	15,840	5,280	5,280	5,280
国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	15,840	5,280	5,280	5,280
一般財源	0	0	0	0